

東 温 市 業 務 委 託 入 札 者 心 得

(電子入札用)

東温市の発注する業務委託の入札参加者は、東温市財務規則（平成16年規則第36号）のほか、契約条項・関係書類・現場等を熟知するとともに次の条項をよく読んで入札をして下さい。

記

1. 入札は、東温市建設工事等電子入札運用基準（平成28年訓令第28号）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、同運用基準に基づき契約担当者の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。
2. 入札書は、電子入札システムの入力画面において作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出すること。（ただし、やむを得ず紙入札方式による場合は、入札書は、1件ごとに1通を作成し、封かんのうえ、氏名及び入札書であることを表記して提出すること。その場合、書類の文字及び印影は明りょうであつて、かつ消滅しないもので記載すること（鉛筆等による記載はしないこと）。）
3. 入札金額は、アラビア数字を用いること。
4. 代理人名義のＩＣカードによる入札は認めないものとする。（ただし、やむを得ず紙入札方式による場合は、入札代理人は、入札書と併せてその代理権限を証明する書面（委任状）を提出し、開札前に入札執行者の確認を受けること。）

また、やむを得ず紙入札方式による場合の入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。

入 札 者	住	所
(用紙A4)	商号又は名称	
	代 表 者 氏 名	
代 理 人	氏	名
		印

5. 指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 電子入札システムの入力画面において入札辞退届を作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。
 - ② やむを得ず紙入札方式による場合は、入札辞退届（別記様式）を、入札書提出締切日時までに持参又は郵送により契約担当者に提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。
 - (2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
6. 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 東温市財務規則または入札に関する条例に違反した入札。
 - (2) 入札者又はその代理人がした2以上の入札。
 - (3) 代理権限のない者のした入札。
 - (4) 信憑性が高いと判断される談合情報を入手した場合など入札を継続することが適当でないと認められる入札。
 - (5) 明らかに連合によるものと認められる入札。

- (6) 入札参加者の開札までの間におけるＩＣカードの失効等により開札出来ない入札。
- (7) やむを得ず紙入札方式による場合で、金額を訂正した入札。
- (8) やむを得ず紙入札方式による場合で、誤字脱字等により意志表示が不明瞭である入札。
7. 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができないものとする。
8. 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命じるものとする。
9. 入札参加者で希望する者は開札に立ち会うことができる。（やむを得ず紙入札方式による場合は、開札は、所定の場所及び日時に入札者の立会いのうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わない者がある場合においても開札するものとする。）
10. いったん提出した入札書の返還、引替え、変更又は取消しはできないものとする。
11. 入札を行った者のうち、予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格以下で入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
12. 前項ただし書き以降の場合において、予定価格以下の価格をもって入札した他の者がいないときは、再度の入札を行うものとし、この場合において、同ただし書き以降の規定により落札者とされなかった者は再度の入札に参加させないものとする。
13. 入札回数は、原則として２回を限度とするが、２回で落札しない場合において、予定価格と入札価格との差が僅少のときは、２回を限度として見積りに移行するものとする。この場合において、入札等を辞退した者や失格又は無効となった者は再度の入札等に参加できないものとする。
- なお、入札状況からみて不調になると認められるときは、設計図書の再検討を行い、その結果により指名替え又は再入札とする。
14. 入札執行者は必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わないものとする。
15. 落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上であるときは、入札参加者が入札書に記載したくじ入力番号を用いて電子入札システムによりくじを実施する。
16. 入札者は、入札後、東温市財務規則・設計書・仕様書・図面・契約条項・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
17. 落札者は、落札の通知を受けた日から７日以内に契約担当者又はその代理人に対し契約の締結を申し出なければならない。
- ただし、落札者において、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。
18. 落札者が前項に規定する期間内に契約の締結を申出ないときは、落札はその効力を失うものとする。

別記様式（第５項関係）

（用紙Ａ４）

入札辞退届			
件名			
上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。			
令和 年 月 日			
		住所	
		商号又は名称	
		代表者氏名	印
東温市長	様		

入札参加者の注意事項について

入札（見積）に当っては、東温市財務規則（平成１６年規則第３６号）、入札者心得及び契約条項を熟知するとともに、特に下記の事項に留意して入札に参加願います。

記

1. 刑法に抵触することなく、かつ独占禁止法等関係法令を遵守し、入札の公正、公平を害するような行為を行わないこと。
2. 入札指名業者は、指名後連合して会合する等疑惑を招く行為を慎むこと。もし、事実が判明した場合は、指名の取消及び入札の執行を中止することがある。また、契約締結後であっても、不正の事実が判明した場合には契約を解除することがある。
3. 入札に当っては、設計図書・関係書類及び現場等を熟知したうえで、見積を行い、適正な価格で入札すること。
4. 入札、落札者の決定の方法については、「落札決定に当っては、入札書に記載された金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。」となっているので注意すること。

（ 参 考 ）

入 札

課税業者は、税抜き（見積もった契約希望金額の１１０分の１００）の金額を入札書に記載する。

免税業者についても、課税業者と同一の間尺で比較することができるよう１１０分の１００の金額を入札書に記載する。

落 札 決 定

実務上は、予定価格に１１０分の１００を乗じて得た額の範囲内で（入札書比較価格）最低の価格を入札書に記載した者を落札者とする。

契 約 締 結

契約書に記載する請負代金額は、入札書に記載された金額に１０％加算した金額とする。

5. 契約書においては、契約の相手方が課税業者の場合には、請負金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は課税業者届出書または免税業者届出書をただちに提出のこと。